

さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、さいたま市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事並びに工事に伴う設計、調査及び測量の業務（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札における入札参加資格の確認を入札後に行う場合（以下「事後審査型」（埼玉県電子入札共同システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）の手續について、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第2条 事後審査型により入札を行う建設工事等は、原則として、制限付一般競争入札の対象となる建設工事等とする。ただし、総合評価落札方式により、契約の相手方を決定する案件を除く。

（告示）

第3条 事後審査型により行う一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の告示には、入札参加資格、入札参加資格の確認方法、その他必要と認める事項を掲載するものとする。

（電子入札システムによる入札参加）

第4条 埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）によりダイレクト入札に参加しようとする入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。なお、当該申請書提出時に「電子入札システム添付用参加申請書.pdf」ファイルを添付する。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

（落札候補者の決定）

第5条 事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、次条の入札参加資格の確認を終了するまで落札を保留する。

2 前項の最低価格入札者は、次の者とする。

- (1) 最低制限価格を定めている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者
- (2) 調査基準価格を定めている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の価格で入札した者（さいたま市水道局建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年5月1日設定）に基づく調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた者を含む。）

（入札参加資格の確認申請等）

第6条 事後審査型一般競争入札に参加した者のうち、落札候補者となった者は、

落札候補者決定の通知をした日の翌日（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後3時までに、さいたま市水道局建設工事等契約事務取扱要綱（平成18年4月1日設定）第9条に規定する書類を管理者に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- 2 管理者は、入札参加資格の有無について確認をした結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合には、落札候補者の行った入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した他の者を落札候補者とするものとし、前項の規定と同様の手続を行うものとする。
- 3 落札候補者が第1項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格審査のために必要な指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- 4 管理者は、前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると認めるときは、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に係る措置を講ずるものとする。

（落札者の決定等）

第7条 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に行うこととし、落札候補者が入札参加資格を有すると確認した日をもって落札を決定するものとする。

（落札者への通知）

第8条 管理者は、第6条に基づく審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札の場合の落札決定通知は、一般競争入札参加資格等確認結果通知書兼落札者決定通知書（様式第1号）により、落札候補者に通知するものとする。

- 2 落札候補者を落札者としなかった場合には、一般競争入札参加資格等確認結果通知書（様式第2号）により、落札候補者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項については、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）、さいたま市水道局建設工事等契約事務取扱要綱、さいたま市水道局工事低入札価格取扱要綱、さいたま市水道局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱（平成20年6月20日設定）及びさいたま市水道局建設工事等請負業者指名停止要綱に定めるほか、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成21年1月27日から適用する。
- 2 さいたま市水道局建設工事一般競争入札（事後審査型）試行要綱（平成19年6月1日設定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

水業管第 号
年 月 日

様

さいたま市水道事業管理者

印

一般競争入札参加資格等確認結果通知書兼落札者決定通知書

先に入札のあった下記工事（業務）の一般競争入札参加資格等確認申請について、入札参加資格があると確認され、併せて落札者と決定したので通知します。

記

- 1 公告年月日
- 2 工事（業務）名
- 3 工事（業務）場所
- 4 入札の場所及び日時
（1）入札場所

（2）日 時
- 5 契約保証金の取扱い

様式第2号（第8条関係）

水業管第 号
年 月 日

様

さいたま市水道事業管理者

印

一般競争入札参加資格等の確認結果通知書

先に入札のあった下記工事（業務）の一般競争入札参加資格等確認申請について、入札参加資格がないと確認されたので通知します。

記

- 1 公告年月日
- 2 工事（業務）名
- 3 工事（業務）場所
- 4 入札の場所及び日時
 - (1) 入札場所
 - (2) 日 時
- 5 入札参加資格がないと認めた理由